

令和2年11月16日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第66号 臨時代理の承認を求めることについて
- 議第67号 草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第68号 令和2年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第69号 令和2年度草津市学校給食センター特別会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第70号 草津市立西一教育集会所指定管理者の指定期間の変更議案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第71号 草津市立芦浦教育集会所指定管理者の指定期間の変更議案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

議第 6 7 号

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見を市長に
申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 1 6 日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見

を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(草津市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 草津市職員の給与に関する条例(昭和40年草津市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項および第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 草津市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項および第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年草津市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」を「100分の125」とあるのは「100分の165」に改める。

第4条 草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」を「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」に改める。

(草津市長および副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 草津市長および副市長の給与等に関する条例(昭和43年草津市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の130」とあるのは「100分の170」を「100分の125」とあるのは「100分の165」に改める。

第6条 草津市長および副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の125」とあるのは「100分の165」を「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」に改める。

(草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和29年草津市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」を「100分の125」とあるのは「100分の165」に改める。

第8条 草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」を「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」に改める。

(草津市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 草津市常勤監査委員の給与等に関する条例（昭和40年草津市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」を「100分の125」とあるのは「100分の165」に改める。

第10条 草津市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」を「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」に改める。

(草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部改正)

第11条 草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年草津市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第11条に次のただし書きを加える。

ただし、期末手当の額の算定に当たっては、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」とする。

第12条 草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条ただし書きを削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条および第12条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
草津市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第20条の2 (略) (期末手当) 第21条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員または任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～5 (略) 第21条の2～第32条 (略) 別表第1～別表第6 (略)	第1条～第20条の2 (略) (期末手当) 第21条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員または任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～5 (略) 第21条の2～第32条 (略) 別表第1～別表第6 (略)

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
草津市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第20条の2 (略) (期末手当) 第21条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員または任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 4～5 (略) 第21条の2～第32条 (略) 別表第1～別表第6 (略)	第1条～第20条の2 (略) (期末手当) 第21条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員または任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 4～5 (略) 第21条の2～第32条 (略) 別表第1～別表第6 (略)

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第3条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第7条 (略) (給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項、第21条第2項および第23条の2第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員および草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年草津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第2項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」と、給与条例第23条の2第2項中「職員」とあるのは「管理職員等」とする。 3 (略) 第9条 (略)	第1条～第7条 (略) (給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項、第21条第2項および第23条の2第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員および草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年草津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第2項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第21条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」と、給与条例第23条の2第2項中「職員」とあるのは「管理職員等」とする。 3 (略) 第9条 (略)

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第4条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第7条 (略) (給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項、第21条第2項および第23条の2第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員および草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年草津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第2項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」と、給与条例第23条の2第2項中「職員」とあるのは「管理職員等」とする。 3 (略) 第9条 (略)	第1条～第7条 (略) (給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項、第21条第2項および第23条の2第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員および草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年草津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第2項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」と、給与条例第23条の2第2項中「職員」とあるのは「管理職員等」とする。 3 (略) 第9条 (略)

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
草津市長および副市長の給与等に関する条例の一部改正（第5条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条 (略) (給与) 第2条 (略) 2 (略) 3 期末手当および通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。 4 (略) 第3条～第5条 (略) 別表 (略)	第1条 (略) (給与) 第2条 (略) 2 (略) 3 期末手当および通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。 4 (略) 第3条～第5条 (略) 別表 (略)

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
草津市長および副市長の給与等に関する条例の一部改正（第6条関係） 新旧対照表

新 条 例	（ 案 ）	旧 条 例
第1条 (略) (給与)		第1条 (略) (給与)
第2条 (略) 2 (略)		第2条 (略) 2 (略)
3 期末手当および通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。	3 期末手当および通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。	3 期末手当および通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。
4 (略)		4 (略)
第3条～第5条 (略) 別表 (略)		第3条～第5条 (略) 別表 (略)

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正（第7条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第2条 (略) (給与の額) 第3条 (略) 2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例(昭和40年草津市条例第27号)第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。 3 (略) 第4条～第5条 (略)	第1条～第2条 (略) (給与の額) 第3条 (略) 2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例(昭和40年草津市条例第27号)第21条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。 3 (略) 第4条～第5条 (略)

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正（第8条関係） 新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
第1条～第2条（略） （給与の額） 第3条（略） 2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。 3（略） 第4条～第5条（略）	第1条～第2条（略） （給与の額） 第3条（略） 2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。 3（略） 第4条～第5条（略）

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
草津市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部改正 (第9条関係) 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第2条 (略) (給与の額) 第3条 (略) 2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例(昭和40年草津市条例第27号)第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。 3 (略) 第4条～第5条 (略)	第1条～第2条 (略) (給与の額) 第3条 (略) 2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例(昭和40年草津市条例第27号)第21条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。 3 (略) 第4条～第5条 (略)

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
草津市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部改正（第10条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第2条 (略) (給与の額) 第3条 (略) 2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例(昭和40年草津市条例第27号)第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。 3 (略) 第4条～第5条 (略)	第1条～第2条 (略) (給与の額) 第3条 (略) 2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例(昭和40年草津市条例第27号)第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。 3 (略) 第4条～第5条 (略)

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部改正（第11条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第10条 (略) (期末手当) 第11条 会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）の期末手当は、常勤職員の例により支給する。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは、<u>「100分の130」とする。</u> 第12条～第16条 (略) 別表 (略)	第1条～第10条 (略) (期末手当) 第11条 会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）の期末手当は、常勤職員の例により支給する。 第12条～第16条 (略) 別表 (略)

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部改正（第12条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第10条 (略) (期末手当) 第11条 会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）の期末手当は、 常勤職員の例により支給する。	第10条 (略) (期末手当) 第11条 会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）の期末手当は、 常勤職員の例により支給する。 <u>ただし、期末手当の額の算定に当たつては、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」とする。</u> 第12条 (略) 別表 (略)

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(付則関係) 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
<u>付 則</u> この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条および第12条の規定は、令和3年4月1日から施行する。	

議第 6 8 号

令和 2 年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を
求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 1 6 日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

令和２年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつ
き議決を求めることについて

令和２年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定に基づ
き、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

令和2年度
一般会計補正予算

概 要 書

令和2年度草津市一般会計補正予算

一般会計(歳出)

(単位:千円)

所管課	項	目	事務事業名	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳		説明
教育総務課	小学校費	学校管理費	小学校管理運営費 小学校管理運営費	52,610	8,267	(国)8,267		新型コロナウイルス感染症拡大を受け、国の学校保健特別対策事業費補助金を活用し、小学校における感染症対策や学習保障等に必要となる備品を購入する経費。
教育総務課	中学校費	学校管理費	中学校管理運営費 中学校管理運営費	28,331	1,456	(国)1,456		新型コロナウイルス感染症拡大を受け、国の学校保健特別対策事業費補助金を活用し、中学校における感染症対策や学習保障等に必要となる備品を購入する経費。
学校政策推進課	教育総務費	教育指導費	教育情報化推進費 学校ICT推進費	412,073	26,777	(国)26,777		新型コロナウイルス感染症拡大を受け、国の学校保健特別対策事業費補助金を活用し、学習保障等に必要となる教員用のタブレットPC等を購入する経費。
スポーツ・保健課	保健体育費	保健体育総務費	学校給食センター特別会計繰出金 学校給食センター特別会計繰出金	273,379	721	(一)721		学校給食センターの支出の増に伴うもの。

令和2年度11月補正予算(案)

債務負担行為補正

(単位: 千円)

事 項	期 間	限 度 額
東京2020オリンピック聖火 リレーに係る準備業務等委託	令和2年度から 令和3年度まで	1,000

議第69号

令和2年度草津市学校給食センター特別会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年11月16日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

令和２年度草津市学校給食センター特別会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

令和２年度草津市学校給食センター特別会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

令和2年度
学校給食センター特別会計補正予算

概 要 書

令和2年度草津市学校給食センター特別会計補正予算

学校給食センター特別会計(歳入)

(単位:千円)

所管課	款	項	目	現計予算額	補正予算額	説 明
学校給食センター	繰入金	一般会計繰入金	一般会計繰入金	273,379	721	支出額増加に伴う繰入。

学校給食センター特別会計(歳出)

(単位:千円)

所管課	項	目	事 務 事 業 名	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳		説 明
学校給食センター	保健体育費	学校給食センター運営費	職員費	17,933	721	(一)721		人事異動および人事院勧告に基づく算定。

令和2年度11月補正予算(案)

債務負担行為補正

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
(仮称)草津市第二学校給食センター学校給食調理・洗浄等業務委託	令和2年度から 令和8年度まで	641,000

議第70号

草津市立西一教育集会所指定管理者の指定期間の変更議案に対する意見を市長に
申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年11月16日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立西一教育集会所指定管理者の指定期間の変更議案に対する意見
を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市立西一教育集会所指定管理者の指定期間の変更議案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者の指定期間を次のように変更することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

- (1) 草津市立西一会館
- (2) 草津市立西一教育集会所

2 設置条例の名称

- (1) 草津市立隣保館条例
- (2) 草津市立教育集会所設置条例

3 指定管理者

草津市西草津一丁目8番4号

特定非営利活動法人 ユウ・アンド・アイ

理事長 吉 田 耕 治

4 指定期間の変更

「平成30年4月1日から平成33年3月31日まで」を「平成30年4月1日から令和4年3月31日まで」に変更する。

議第 7 1 号

草津市立芦浦教育集会所指定管理者の指定期間の変更議案に対する意見を市長に
申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 1 6 日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立芦浦教育集会所指定管理者の指定期間の変更議案に対する意見
を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市立芦浦教育集会所指定管理者の指定期間の変更議案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者の指定期間を次のように変更することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

- (1) 草津市立常盤東総合センター
- (2) 草津市立芦浦教育集会所

2 設置条例の名称

- (1) 草津市立隣保館条例
- (2) 草津市立教育集会所設置条例

3 指定管理者

草津市芦浦町70番地7

特定非営利活動法人 ハート&ライト

理事長 木村 源 一

4 指定期間の変更

「平成30年4月1日から平成33年3月31日まで」を「平成30年4月1日から令和4年3月31日まで」に変更する。

